

登録簿

届出番号	16	-	2	-	8	開始年月日	令和4年06月02日		変更年月日	令和7年04月01日	
局コード	116	局名	生活文化局			部コード	16	部名	文化振興部		
課コード	2	課名	文化事業課								
同一の事務を所管する課											
保有個人情報を取り扱う事務の名称		旧小笠原邸建物維持保全アドバイザー設置に係る事務									
保有個人情報を取り扱う事務の目的		旧小笠原邸の維持管理・補修計画策定に関する事、建物の意匠に係る補修・修復に関する事等について、アドバイザーが建物の調査実施や維持保全に対する指導・助言を定期的を実施することにより、今後の旧小笠原邸建物の維持保全安定化を図る。									
保有個人情報の対象者の範囲		旧小笠原邸建物維持保全アドバイザーの委嘱者									
保有個人情報の記録項目	基本的事項		心身の状況	家族状況等		社会生活等				その他	
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 年齢 ☒ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴	☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻		☒ 職業 ☒ 職歴 ☐ 思想 ☒ 学歴 ☒ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味				☒ 口座情報 ☒ その他*	
保有個人情報の処理形態		☒ 電磁的記録以外 ☒ 電磁的記録 ☐ オンライン結合									
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☒ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☒ その他*									
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号									
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☒ 無 ☐ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*									
備考		その他の記録項目: 主な発表論文、著書、業績など 主な収集先: 「その他」: 既に発表されている論文、著書、インターネット情報など *を付した項目について 具体的内容等を記載									
事務を廃止した場合		廃止年月日:						文書保存期限:			